

# 岡山県公報

発行

岡山県



目次

担当課（室）

## 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定  
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定  
○ の辞退

○ 保安林の解除予定  
○ 道路の区域変更

## 【公告】

○ 隨意契約の相手方の決定  
○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録  
○ 公共測量の実施

〃 〃 〃 監理課 税務課 治山課 道路整備課  
〃 健康推進課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年十一月十四日

指定した医療機関

名 称

高杉こどもクリニック

藤原薬局

所 在 地

総社市岡谷二二一六

倉敷市福田町浦田二三九一

岡山県知事 伊原木 隆太

指定年月日

令和七年十月一日

令和七年十月一日

◎岡山県告示第五百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年十一月十四日

指定を辞退した医療機関

名 称

イヨウ薬局 北畠店  
イヨウ薬局 水島店

所 在 地

倉敷市北畠二一〇一〇  
倉敷市水島南幸町一十五

辞退年月日

令和七年十月三十一日  
令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

伊原木 隆太

◎岡山県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 一 解除予定保安林の所在場所 美作市宮原字イカリ谷影四八〇の三から四八〇の五まで、字熊井堀口四八六の二〇から四八六の二六まで
- 二 保安林として指定された目的
- 三 水源の涵養
- 解除の理由
- 道路用地とするため

# 令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

## ◎岡山県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 四三〇号  
三 道路の区域

区			域		
倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二
七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から
倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二
七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで
倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二
七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から	七八九番九地先から
倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二	倉敷市連島町鶴新田字弘化開十五ノ割二
七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで	七八九番二地先まで

区			域		
道路の種類 県道			道路の区域		
道路線名 西一宮中北上線			道路の区域		
旧	新	別新旧			
二・八・ 四・二	三・七・ 〇	幅 (メートル) 員			
八二・ 五	八二・ 五	延 (メートル) 長			

# 令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

〔五〇七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のこととおり契約の相手方等を決定した。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 特定役務の名称

e L T A X五期更改に伴う税務システム改修業務

二 契約期間

令和七年十月二十日から令和八年三月三十一日まで  
契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 四 契約の相手方を決定した日

令和七年十月二十日

五 契約の相手方の名称及び所在地

株式会社日立製作所 中国支社

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

七〇、五五七、三〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、四一四、三〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一條第一項第二号に該当するため

令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

〔五〇八〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

七 美作一二	番 登 号 錄	
黒田 光記	名 氏 名 又 称 は	生 産 事 業 者
津山市加茂町公郷二二七一	住 所	内 生 産 事 業 の 容
苗木育成	幼苗の育成、 幼苗以外の 苗木育成	内 生 産 事 業 の 容
所地に同じ	黒田光記住	所 在 事 業 所 の 地

# 令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

〔五〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市真備町箭田 地内	公共測量（基準点測量、路線測量、用地測量及び現地測量）	令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

# 令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

〔五一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、法務省岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市福田町福田 地内	公共測量（基準点測量）	令和七年十一月五日から令和八年二月二十日まで

# 令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

〔五一二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
久米郡美咲町西川 上地内	公共測量（基準点測量）	令和七年十一月五日から令和八年三月二十五日まで

令和7年11月14日 岡山県公報 第12753号

〔五一二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
瀬戸内市長船町牛文地内	公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	令和七年八月二十九日